

大津市道アダプトプログラム制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大津市道の清掃活動等を自主的に行う団体の募集等を行うことにより、市民の公共財産である大津市道を市民と行政の協働により快適な環境を維持するとともに、市民の道路愛護意識の高揚を図ることを目的とする。

(参加団体資格)

第2条 大津市道アダプトプログラム制度（以下「制度」という。）に参加できる団体は、道路愛護活動に意欲的な概ね5人以上の団体で、大津市道の50m以上の区間について、年に2回程度の清掃美化活動を実施できる自治会、町内会、老人会等地域の有志団体、学校及び企業(以下「参加団体」という。)とする。

(参加手続)

第3条 制度に参加しようとする団体は、大津市道アダプトプログラム制度参加申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の参加申込書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、大津市道アダプトプログラム制度参加団体認定書（様式第2号）を当該申請した者に対し交付するものとする。

3 市長は、前項の規定による認定をしたときは、速やかに当該参加団体と、大津市道アダプトプログラム制度に関する確認書（様式第3号）（以下「確認書」という。）を締結するものとする。

(参加団体の活動)

第4条 参加団体の活動は、次に掲げる基準によるものとする。ただし、参加団体の申し出により内容を変更することができる。

- (1) 参加団体は、大津市道上の活動区間内において、除草、清掃活動等の活動を行うものとする。
- (2) 参加団体は、回収したごみを、市の分別方法と指示に従って適正に処理するものとする。
- (3) 参加団体は、清掃美化活動の際に、チラシの配布、イベント開催等の他の目的を持つ活動を道路上で行ってはならない。

(安全の確保)

第5条 参加団体は、清掃美化活動を行うにあたっては安全第一を旨とし、交通事故防止等の安全対策を講じるものとする。

2 中学生以下の者が参加する場合は、安全を確保するのに十分な成人を配置するなどの措置を講じるものとする。

(活動期間)

第6条 清掃美化活動の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(活動計画)

第7条 参加団体は、第3条第3項の規定により確認書を締結する際に年間活動計画書(様式第4号)及び構成員名簿(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 参加団体は、翌年度以降も清掃美化活動を継続しようとする場合にあっては、毎年3月末日までに前項の計画書を市長に提出するものとする。

(活動報告)

第8条 参加団体は、年間の活動実績について、翌年度4月末日までに年間活動実績報告書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、年度の途中であっても必要に応じて、それまでの活動実績報告書を提出させることができるものとする。

(指導及び助言)

第9条 市長は、参加団体に対して、必要に応じ指導及び助言を行うものとする。

(市の役割)

第10条 市の役割は次のとおりとする。

- (1) この事業の実施主体とする。
- (2) 活動区間に参加団体名を記した表示板を設置する。(ただし、参加団体が希望しない場合を除く。)
- (3) 活動で生じたゴミの処理について協力する。
- (4) 活動に関する傷害保険及び賠償責任保険に加入する。
- (5) 活動について必要な物資等の貸出及び支給を行う。

(事故報告)

第11条 参加団体の代表者は、活動中に事故が発生したときは、速やかに市長に報告し、及び事故報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

(代表者の変更)

第12条 年度の途中で参加団体の代表者が変更された場合は、速やかに団体代表者変更届(様式第8号)を提出しなければならない。

(参加の中止等)

第13条 参加団体は、清掃美化活動の参加を中止しようとするときは、大津市道アダプトプログラム制度参加団体辞退届(様式第9号)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、当該参加団体の認定を取り消すものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、参加団体が確認書の各条に規定する義務を履行しないとき、又は参加団体としてふさわしくないと認められるときは、参加団体の認定を取り消すことができる。

4 前項の規定により参加団体の認定を取り消したときは、大津市道アダプトプログラム制度参加団体認定取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

5 第2項及び第3項の規定により参加団体の認定が取り消されたときは、確認書はその

効力を失うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。